

旅券の交付など県の事務権限が移譲されます



これまで若手県が行っていた業務のうち、4月から6項目の事務権限が市へ移譲されます。旅券(パスポート)の交付など、これまで県庁へ行かなければならなかった手続きや業務の一部が、市役所で行うことができるようになります。

一般旅券の発給申請と交付

市に住所がある人は、これまで旅券(パスポート)の新規の申請、受領、更新手続き、紛失の届け出などをする場合には、盛岡市にある県パスポートセンターへ出向かなければなりません。4月2日からは、旅券に関する県の事務権限が市に移譲され、市役所本庁の窓口でパスポートについての諸手続きができるようになります。

なお、通勤や通学の関係などで、市役所の窓口で手続きをすることが難しい人については、県パスポートセンターで例外的に申請・受領することができるともあります。また、県パスポートセンター、または市生活福祉部市民健康課までお気軽に相談してください。

申請受付時間

■ 一般旅券の発給申請と交付

市に住所がある人は、これまで旅券(パスポート)の新規の申請、受領、更新手続き、紛失の届け出などをする場合には、盛岡市にある県パスポートセンターへ出向かなければなりません。4月2日からは、旅券に関する県の事務権限が市に移譲され、市役所本庁の窓口でパスポートについての諸手続きができるようになります。

■ 申請受付時間

平日の午前9時から午後4時半まで

■ 交付時間

土日、祝日、年末年始を除く平日の午前9時から午後5時まで

※申請から交付までは、土日、祝日、年末年始を除いて8日程度かかります。

■ 新規の申請に必要なもの

- 一般旅券発給申請書(申請窓口にて備え付けてあります)
- 戸籍謄本または抄本(申請日前6カ月以内に発行されたもの)
- 写真(たて45ミリ、よこ35ミリ、縁なしで無帽、無背景のもの)
- 官製はがき
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 申請者本人に間違いのないことを確認できる書類(運転免許証、住基カードなど)

■ 受領の際に必要なもの

- 申請の時に渡された受理

票(受領証)

- 県証紙
- 収入印紙

申請の時に提出し、自宅に送られてきたはがき

詳しくは、市生活福祉部市民健康課(☎76-2111、内線1133、1134)または県パスポートセンター(☎019-606-1172)まで。

新たに生じた土地の確認、町字の区域(名称)変更に係る届出の受理および告示

湖沼を埋め立てるなどして、新たに発生した土地に字や地割番地を付けて確認する業務や、字の名前・区域の変更についての業務が、4月から市に移譲されます。

昨年、新しい字名「安比高原」に変更した際には、県と事前に協議を行い、市議会で議

遊休土地に関する事務

国土利用計画法に基づいて、大規模な取り引きがされた土地が遊休状態になっている場合には、これまでは市から県へ報告し、所有者に県から適切な利用をしよう指導してきました。

4月から、この指導に関する権限が市に移譲され、市が直接指導することができるようになります。これにより遊休土地の活用が、よりの確に促進されることが期待できます。

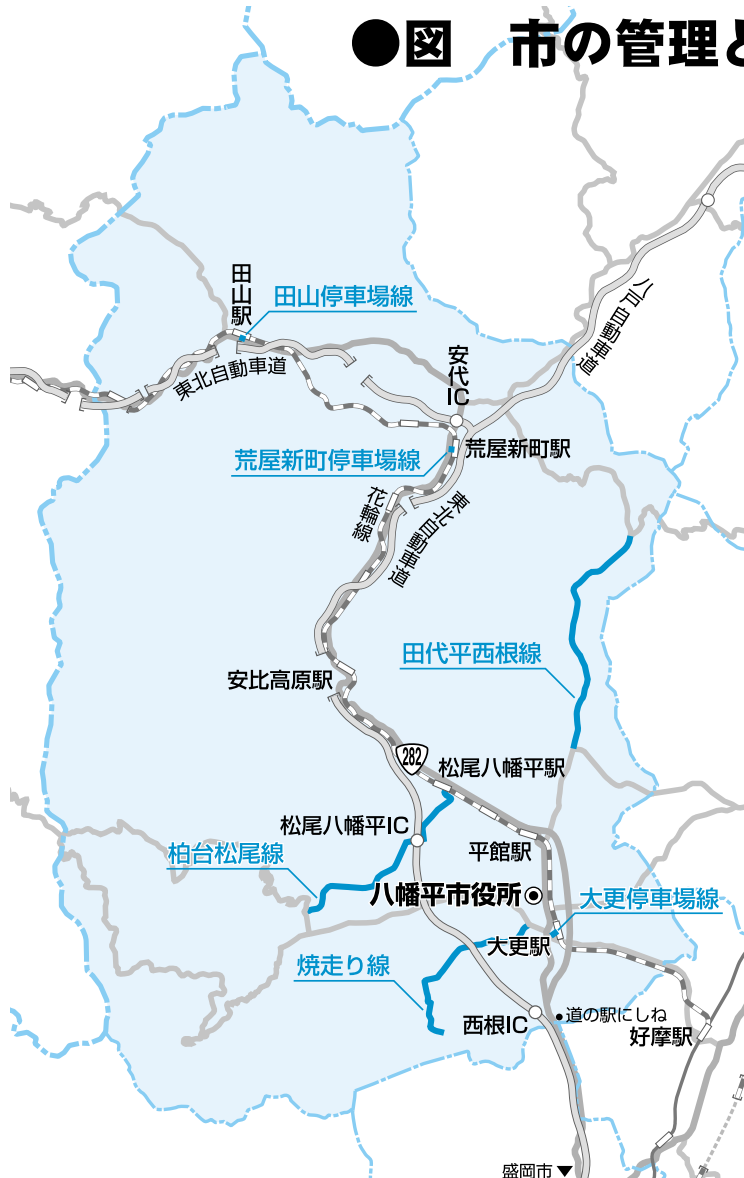
一部県道の管理

市は、市民により身近な道路行政の実現を目指しています。市内にある県道のうち、上の図に示した市民生活に密着している6路線についての管理権限の移譲を受けて、4月から市が管理することになりました。

これにより市道と一体的な管理が可能になり、より細やかなサービスの提供が可能になります。

●図 市の管理となる県道

種別	路線名	延長(㍍)
主要地方道	柏台松尾線	9,810.2
一般県道	田山停車場線	22.7
一般県道	荒屋新町停車場線	97.3
一般県道	大更停車場線	400.0
一般県道	田代平西根線	10,861.7
一般県道	焼走り線	8,361.1
合計	6路線	29,553.0



決された後に知事に届け出をして、県が告示しなければなりません。その後、このような字名の変更を行う場合には、県への届け出などは不要になり、市議会の議決後に市が告示することで決定になります。

また、新たな土地が発生した場合にも、同様に市役所で地割地番を決定することが可能になります。

詳しくは、市企画総務部総務課行政係(☎76-2111、内線1213)まで。

市は、市民により身近な道路行政の実現を目指しています。市内にある県道のうち、上の図に示した市民生活に密着している6路線についての管理権限の移譲を受けて、4月から市が管理することになりました。

これにより市道と一体的な管理が可能になり、より細やかなサービスの提供が可能になります。

■ 主な業務

- 道路占用許可
- 道路工事施行承認
- 土地境界査定
- 道路維持修繕(舗装補修、道路付属構造物補修、橋、梁補修など)
- 除雪
- 交通規制
- 道路パトロール

詳しくは、市産業建設部建設課土木係(☎76-2111、内線1272)まで。

◇ ◇ ◇

このほか、身体・知的障害者相談員の委託事務や、郵便による不在者投票における障害の程度を証明する事務の権限などが4月から市に移譲されます。

4月から移譲される事務権限は、これら6項目ですが、市民生活に直結した業務権限について、将来的にさらに県から移譲されることも考えられます。

県からの権限移譲によって、市民サービスの向上が図られる場合もありますので、市として引き続き検討を行っていきます。

権限移譲について、詳しくは、市企画総務部総務課行政係(☎76-2111、内線1213)まで。